



No. 66
(別紙)

村 庁
行 会
集 集
度 度
編 編
報 報
三 重
重 県
広 島

目次

条 例

- 度会村職員給与条例の一部を改正する条例 (条例第一号)
- 度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二号)
- 度会村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例 (条例第三号)
- 度会村防犯委員会の条例の一部を改正する条例 (条例第四号)
- 度会村青少年問題協議会設置条例 (条例第五号)
- 度会村保育所長等の給与に関する条例 (条例第六号)
- 度会村立学校教職員通勤手当支給条例 (条例第七号)

度会村条例 第一号

度会村職員給与条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年三月十日
三重県度会村村長 大野 真 資

別 表
行 政 職 給 料 表

職務の等級 号給	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	29,600円	23,800円	20,500円	11,300円
2	31,700	25,500	21,600	11,900
3	33,800	27,200	22,700	12,500
4	35,900	29,100	23,800	13,100
5	38,000	31,000	25,300	13,700
6	40,100	32,900	26,800	14,300
7	42,200	34,800	28,400	14,900
8	44,300	36,700	30,100	15,500
9	46,200	38,500	31,800	16,100
10	48,100	40,300	33,500	16,700
11	50,000	42,100	34,800	17,300
12	51,600	43,700	36,100	17,900
13	53,200	45,300	37,400	18,700
14	54,300	46,400	38,300	19,600
15	55,400	47,500	39,200	20,500
16	56,400	48,500		21,400
17	57,400	49,500		22,300
18	58,400	50,500		23,300
19				24,300
20				25,400
21				26,500
22				27,200
23				27,900
24				28,900

度会村職員給与条例の一部を改正する条例

第一条 度会村職員給与条例(昭和三十一年度会村条例第九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百二十」に改める。

別表を次のように改める。

第二条 度会村職員給与条例の一部を次のように改正する。

第十二の次に次の一条を加える。

第十二条の二 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合において

一、新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

二、扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する日の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開

始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれが離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてについて同項第二号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

3

扶養手当は、これを受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合または扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第二号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第十五条第一項前段を次のように改め、同項後段中「支給日」を「基準日」に改める。

期末手当は、六月一日および十二月一日（以下この条においてこれらの日を「

基準日」という）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において規則で定める日に支給する。

第十五条第二項中「支給日」を「基準日」に改め、「以下次条第二項において同じ」を削り、「六月十五日」を「六月」に、「十二月十五日」を「十二月」に改める。

第十六条を次のように改める。

（勤勉手当）

第十六条 勤勉手当は、三月一日、六月一日および十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）それぞれに在職する職員に対し、次の各号に掲げる区分に応ずる期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して十五日をこえない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

一、三月一日 同日以前十二月以内の期間

二、六月一日および十二月一日 それぞれの日以前六日以内の期間

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれの基準日現在（退職し、または死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき給料月額により村長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員がそれぞれの基

準日現在において受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額に次の各号に掲げる基準日の区分に応ずる割合を乗じて得た額の総額をこえてはならない。

一、三月一日 百分の四十

三十

第二十一条第項中「期末手当の支給日」を「第十五条第一項に規定する基準日」に、「その支給日」を同項の規定により規則で定める日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の度会村職員給与条例（以下「条例」という。）の規定は、昭和四十年九月一日から、第二条の規定による改正後の条例の規定及び附則第七項から第九項までの規定は、昭和四十一年一月一日から適用する。

（切替日から施行日の前日までの間の異動者の号給等）

3 昭和四十年九月一日（以下「切替日」という）からこの条例の施行の前日までの間において、第一条の規定による改正前の条例の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級またはその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち村長の定める職員の同条の規定による改正後の条例の規定による当該適用または異動の日における号給または給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、村長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び村長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給または給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、村長の定めるところにより、必要な調整を行なうことができる。

（旧号給等の基礎）

5 附則第三項から前項までの規定の適用については、第一条の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給または給料月額は同条例及びこれに基づく規則に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

6 第一条の規定による改正前の条例の規定に基づいて、昭和四十年九月一日からこの条例の施行の前日までの間に職員に支払われた給与は、同条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（扶養手当の経過規定）

7 昭和四十一年一月一日前に新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に条例第十二条の二第一項第一号に掲げる事実が生じた場合において、これらの職員が、同日以後それぞれその者が職員となった日または同号に掲げる事実が生じた日から十五日以内に同項の規定による届出をしたときにおける当該届出に係る扶養手当の支給の開始またはその

支給額の改定については、なお従前の例による。

8 第二条の規定による改正後の条例第十六条の規定の昭和四十一年三月一日における適用については、同条第一項第一号中「十二月以内」とあるのは、「十一月十七日以内」とする。

9 第二条の規定による改正後の条例第十五条および第十六条の規定の昭和四十一年六月一日における適用については、同条第十五条第二項各号列記以外の部分中「六月以内」とあるのは、「五箇月十七日以内」と、同項第一号および第二号中「六月」とあるのは「五箇月十七日」と、同項第二号および第三号中「三月」とあるのは「二箇月十七日」と、同条第十六条第一項第二号中「六月以内」とあるのは「五箇月十七日以内」とする。

(規則への委任)

10 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

度会村条例 第二号

度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年三月十日

三重県度会村長 大野 真資

度会村報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

度会村報酬および費用弁償等に関する条例

例(昭和三十六年度会村条例第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三を次のように収める。

居住地	車馬賃 (往復)	居住地	車馬賃 (往復)
注連指	一四〇円	川上	一九〇円
長原	一〇〇	麻加江	一一〇
大久保	六〇	鮎川	八〇
大野木	三〇	牧戸	四〇
田間	三〇	下久具	三〇
栗原	七〇	茶屋広	八〇
小川	一一〇	日向	九〇
柳	一五〇	駒ヶ野	一一〇
南中村	一九〇	協出	一七〇
田口	一四〇	坂井	二〇〇
立花	一二〇	立岡	八〇
平生	四〇	棚橋	〇
葛原	四〇	上久具	三〇
当津	八〇	川口	三〇
中之郷	七〇	五ヶ町	一一〇
火打石	一一〇	小萩	一三〇
市場	一五〇	和井野	一七〇

備考

(1) 各農業団体選出の委員でその団体に常勤の者は、その組合事務所に最寄りのバス停留所から棚橋南口バス停留所までの実費額とする。

(2) 村公用車を使用したときは、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十一年一月一日から適用する

度会村条例 第三号

度会村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年三月十日

三重県度会村長 大野 真資

度会村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

度会村特別職報酬等審議会条例(昭和三十九年度会村条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

度会村条例 第四号

度会村防犯委員会条例の一部を改正する条例

右公布する

昭和四十一年三月十日

三重県度会村長 大野 真資

度会村防犯委員会条例の一部を改正する条例

度会村防犯委員会条例(昭和三十九年度会村条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第六条中「総務課」を「庶務課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

度会村条例 第五号

度会村青少年問題協議会設置条例

右公布する

昭和四十一年三月十日

三重県度会村長 大野 真資

度会村青少年問題協議会設置条例

(設置)

第一条 青少年問題協議会設置法(昭和二十八年法律第八十三号。以下「法」という。)第一条第二項の規定に基づき、度会村青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務及び意見具申)

第二条 協議会の所掌事務及び意見具申については、法第六条に規定するところによる。

(組織及び会議)

第三条 協議会の組織及び会議については法第七条に規定するところによる。

2 法第七条第三項の規定により学識経験がある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は再任されることが出来る。

4 会長は、会務を総理する。

5 協議会に副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

7 協議会に、専門事項を調査させるため

必要があるときは、専門委員を置くことができる。

8 専門委員はその専門事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとす

る。

9 委員及び専門委員は非常勤とする。

10 協議会の会議は、会長が必要と認めるときまたは委員総数の三分の一以上の者から招集の請求があるときは会長が招集する。

11 協議会に幹事若干名を置く。

12 幹事は、村職員のうちから村長が任命する。

13 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(会議)

第四条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、村庁民政課において処理する。

(委任規定)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

度会村条例 第六号

度会村保育所長等の給与に関

する条例

右公布する

昭和四十一年三月十日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村保育所長等の給与に関する条例

第一条 この条例は、度会村保育所長及び渡舟夫（以下「所長等」という）に支給する給料または報酬以外の給与について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 所長等には、給料または報酬のほか、扶養手当及び期末賞与を村職員の例により支給する。ただし、期末賞与の額については、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一、六月 百分の百
二、十二月 百分の百

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和四十年十二月十五日から適用する。

度会村条例 第七号

度会村立学校教職員通勤手当

支給条例

右公布する

昭和四十一年三月十日

三重県度会村長 大野 真 資

度会村立学校教職員通勤手当支給条例

第一条 度会村教育委員会所属の学校教職員であつて伊勢市その他本村以外の市町村に居住し、本村立小・中学校に通勤する者に対し通勤手当を支給する。

第二条 前条の通勤手当は、交通機関等を利用し、かつ、その運賃を負担すること

を常例とする教職員で三重県から通勤手当を支給されている対象者に対し支給するものとし、その月額は、千六百円とする。ただし、交通機関等の運賃から当該教職員が三重県から支給される通勤手当の額を控除した額が千六百円に満たないときは、その額とする。

第三条 この条例の実施に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、昭和四十一年四月一日から施行する。